

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県では、複雑多様化する環境問題に対処し、健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、公害対策はもとより、自然環境の保全や快適環境の創造等の諸施策を積極的に展開するとともに、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに協力して環境に配慮した取組を積極的に進める必要があるとの観点から、環境の保全と創造に関する県民、事業者、行政の共通の目標や方針等を総合的に示し、「環境にやさしい愛媛づくり」を目指す本県版の環境基本計画である「えひめ環境保全指針」を平成7年5月に策定するとともに、平成8年3月に「愛媛県環境基本条例」(平成8年3月19日条例第5号)を制定して、環境の保全に関する施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

一方、国においては、環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)第15条に基づき、政府が定める環境の保全に関する基本的な計画である環境基本計画について、平成18年4月に「第三次環境基本計画 - 環境から拓く 新たなゆたかさへの道 - 」(平成18年4月7日閣議決定)を策定し、今後の環境政策について、次のような方向性を示して施策の展開に努めています。

国の今後の環境政策の展開方向

- 1 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上
- 2 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成
- 3 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組
- 4 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進
- 5 国際的な戦略を持った取組の強化
- 6 長期的な視野からの政策形成

しかしながら、近年の環境行政を巡る社会経済情勢は、低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全など、年々、広域化・多様化するとともに、ますます重要性を増してきており、これらの新たな課題への的確な対応が必要となっています。

また、これら課題への対応に当たっては、県民、事業者、環境活動団体(環境保

全活動を行っているNPO等) 行政の各主体が、環境とのつながりの中で、目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担の下で、自発的かつ主体的に環境の保全に取り組むことが一層求められます。

このような環境行政を取り巻く情勢の変化などを踏まえ、これからの本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展が可能な社会を実現していくため、新たにこの計画を策定しました。

2 計画の性格と役割

この計画は、愛媛県環境基本条例第10条に規定する環境の保全に関する基本的な計画と位置付けています。

この計画では、愛媛県環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、愛媛県が目指す姿を示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体の役割などを示します。

この計画は、平成12年3月に策定した県政全般についての長期的、総合的な計画である「第五次愛媛県長期計画」、平成18年3月に策定した同計画の「後期実施計画」の推進に関する環境分野の基本計画としても位置付けられるものです。

したがって、本県の環境に関する個別の計画等は、この計画が示す基本的な方向に沿って策定、推進されることになります。

また、県政の各分野の個別の計画等においては、この計画との整合に留意するとともに、相互に連携し、環境の保全に向けて一体となって施策を推進します。

さらに、この計画は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」(平成15年7月25日法律第130号)も踏まえたものであり、環境保全活動や環境教育・環境学習の推進に関する部分は、同法第8条に規定する県の計画にも該当します。

愛媛県環境基本条例(抜粋)

(環境の保全に関する基本的な計画)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

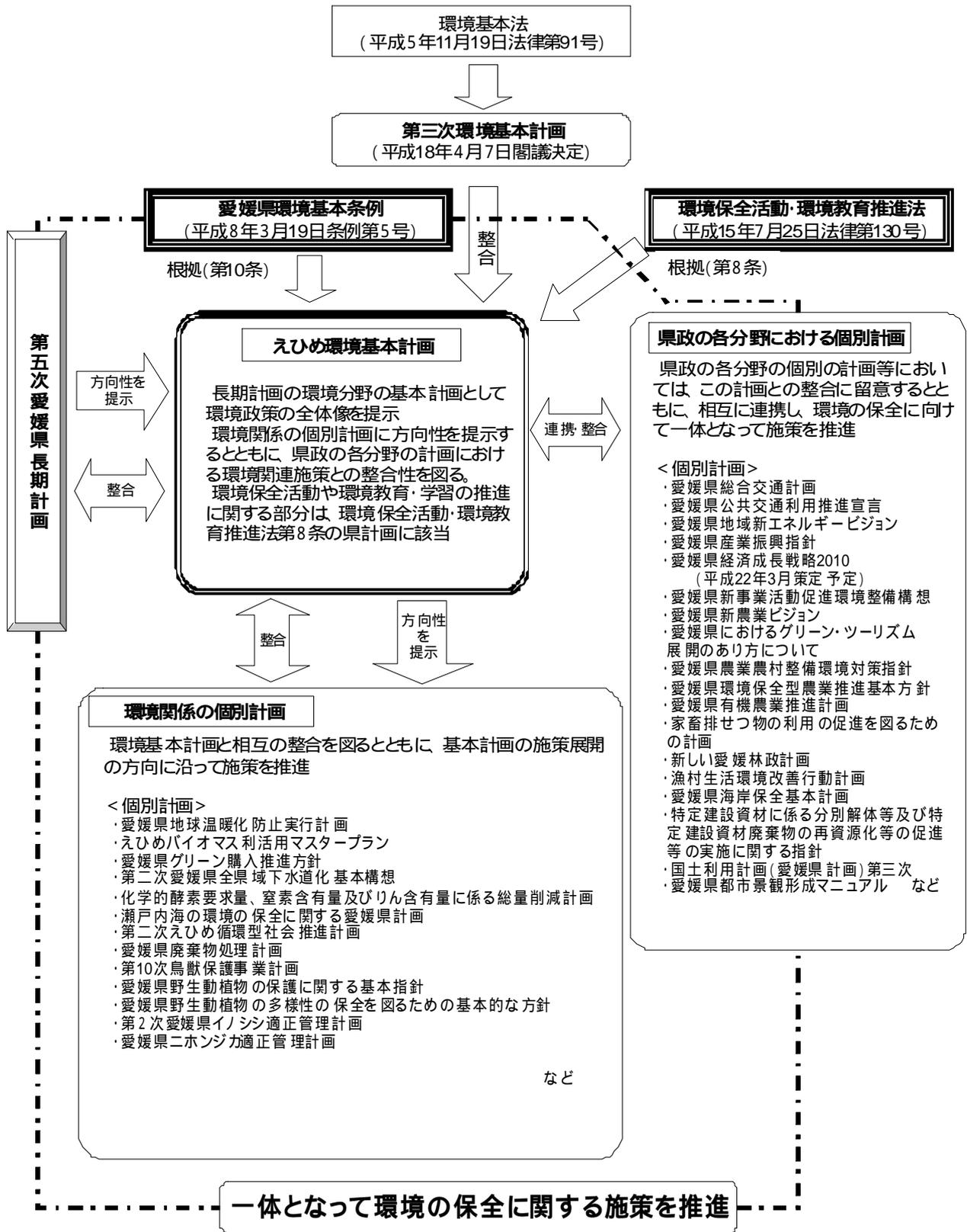
(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(抜粋)

(都道府県及び市町村の方針、計画等)

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

えひめ環境基本計画と他の計画等との関連図



3 計画の期間

本計画は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 5 年間を対象とします。

なお、計画期間中においても、環境の状況や社会経済情勢等の変化などに対応する必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。

4 対象とする施策の範囲

本計画においては、おおむね次の範囲を施策の対象とします。

- (1) 環境教育・学習の推進、環境活動団体の環境保全活動の推進その他環境の保全に関する活動の促進等に関すること。
- (2) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。
- (3) 廃棄物の発生抑制、減量、再資源化及び資源等の有効利用などに関すること。
- (4) 多様な自然環境や生物多様性の保全、自然との触れ合いの促進に関すること。
- (5) 低炭素ビジネスや再生可能エネルギー事業など、地域の技術力を生かした環境と経済の両立に関すること。
- (6) 水質汚濁・大気汚染など公害の防止、有害化学物質による環境への負荷及び人の健康に係る被害等の防止、美しく身近な緑・水辺・都市景観の創造その他生活環境の保全等に関すること。

えひめ環境基本計画の構成

